四級地	新築	百四円	
	五年	百四円	
	十年	百四円	
	十五年	百八十七円	
	二十年	二百十五円	
	二十五年	二百四十二円	
	三十年	二百七十円	
	三十五年	二百九十七円	
	四十年	三百二十四円	
	四十五年	三百五十二円	
	五十年	三百六十円	
その他の地域	新築	九十八円	
	五年	百三十二円	
	十年	百八十八円	
	十五年	二百三十二円	
	二十年	二百六十六円	
	二十五年	二百九十二円	
	三十年	三百十四円	
	三十五年	三百二十九円	
	四十年	三百四十二円	
	四十五年	三百五十円	
	五十年	三百八十八円	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十四条第一項及び第二項の改正規定並びに別表第三の規定は、令和三年四月一日から施行する。

○財務省令第五十五号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二の規定に基づき、法人企業統計調査規則（昭和四十五年大蔵省令第四十八号）第八条第一項に規定する調査票の提出期限の特例に関する省令を次のように定める。

令和二年六月三十日

財務大臣　麻生　太郎

法人企業統計調査規則第八条第一項に規定する調査票の提出期限の特例に関する省令

（提出期限の特例）

第一条　法人企業統計調査規則（昭和四十五年大蔵省令第四十八号）第四条第二項に規定する年次別法人企業統計調査のうち、令和元年度下期調査における同規則第八条第一項の適用については、「令和二年九月三十日」とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。